

扶桑町国民健康保険加入者の方へ

平成 20 年度から

特定健診・特定保健指導が始まります。

生活習慣病の原因となる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査・保健指導を実施し生活習慣病の発生を予防していきます。

- ▼特定健診の対象者…………… 扶桑町国民健康保険の加入者で 40 歳から 74 歳までの方
- ▼特定保健指導の対象者… 特定健診の結果により、メタボリックシンドロームやその予備群に該当する方

なお、扶桑町国民健康保険では平成 20 年度から特定健診・特定保健指導を実施するにあたり特定健診等実施計画書を作成しております。

特定健診から特定保健指導への流れ

特定健診の実施 → 結果判定 → 結果通知 → 保健指導(対象者)

結果判定では、積極的支援、動機付け支援、情報提供の 3 グループに分けられ、積極的支援、動機付け支援の方は保健指導の対象者となります。

保健指導の対象者

リスク要因の数によって保健指導レベルを設定していきます。

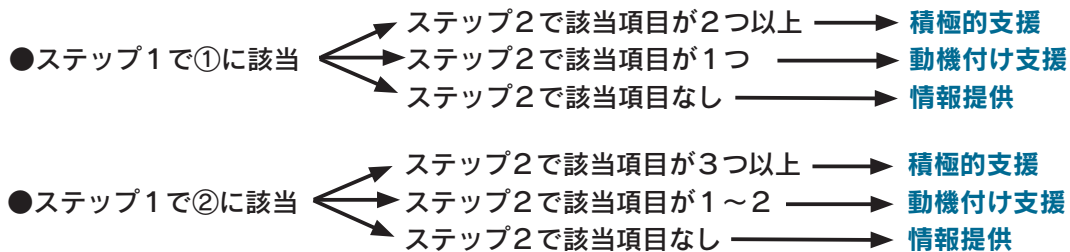
ステップ1 腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定します。

- ① 腹囲 男性 85 cm以上 女性 90 cm以上
- ② 腹囲 男性 85 cm未満 女性 90 cm未満で、共にBMIが25.0以上

ステップ2 検査結果、質問票より追加リスクをカウントします。

- ① 血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上またはHbA1cの場合5.2%以上
または薬剤治療を受けている場合
- ② 脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上またはHDLコレステロール 40mg/dl 未満
または薬剤治療を受けている場合
- ③ 血圧 収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上
または薬剤治療を受けている場合
- ④ 質問票 喫煙歴あり

ステップ3 ステップ1,2から保健指導レベルをグループ分けします。



※積極的支援 生活習慣病の発病の可能性が高く、継続的な健康管理に取り組むための定期的な保健指導

※動機付け支援 生活習慣病予防のため、継続的な健康管理に取り組むための保健指導

平成 20 年度の扶桑町国民健康保険特定健康診査は 7 月から 10 月に実施しますので、この機会に是非受診していただき皆様の健康維持に役立ててください。受診方法など詳細は該当者へ受診案内等を郵送します。

▼問合せ 健康福祉部 住民課 保険医療グループ 内線 242